

令和5年度(2023年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、令和5年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

2 選考区分、志願区分(校種等)及び教科(科目等)

選考区分	志願区分(校種等)		教科(科目等)
一般選考	小学校		
	中学校		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)
	高等学校		国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽、美術)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業科目等の詳細については、実施要項で発表します。
	特別支援学校	小学部	
		中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)
高等部		国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽、美術)、外国語(英語)、家庭、情報、福祉科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
養護教諭			
障害者を対象とした選考			試験を実施する志願区分(校種等)の教科(科目等)
教職大学院修了見込者特別選考			試験を実施する志願区分(校種等)の教科(科目等)
社会人特別選考			小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)
スポーツ・芸術特別選考			中学校の保健体育、音楽、美術 高等学校の保健体育、芸術(音楽、美術)
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考			小学校
博士号取得者特別選考			高等学校の理科
看護科教諭特別選考			高等学校の看護

3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。

中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあっては、一つの教科(科目等)に限り志願できます。

ただし、以下の1～10に示す組合せについては併願が可能です。(いずれか一つの組合せに限りです。)

なお、4～10については、第一志願と第二志願を逆にした組合せによる併願も可能です。

	選考区分	第一志願	第二志願
1	一般選考	中学校	小学校
2	一般選考	特別支援学校小学部	小学校
3	一般選考	特別支援学校中学部	小学校
4	一般選考	中学校音楽	特別支援学校中学部音楽
5	一般選考	中学校美術	特別支援学校中学部美術
6	一般選考	高等学校芸術(音楽)	特別支援学校高等部芸術(音楽)
7	一般選考	高等学校芸術(美術)	特別支援学校高等部芸術(美術)
8	スポーツ・芸術特別選考	中学校保健体育	高等学校保健体育
9	スポーツ・芸術特別選考	中学校音楽	高等学校芸術(音楽)
10	スポーツ・芸術特別選考	中学校美術	高等学校芸術(美術)

【注】第一次試験免除者A又は第一次試験免除者Bで出願する者は併願できません。

【注】8については、中学校保健体育及び高等学校保健体育のいずれにおいても募集する種目(実施要項で発表)での出願のみ併願が可能です。

4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分(校種等)の受験資格をよく確認してください。

(1) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 学校教育法第9条の「禁錮以上の刑に処せられた者」には、次の期間にある者も含まれます。

- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

(2) 受験年齢について

昭和38年4月2日以降に生まれた者

(3) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者

ただし、次の志願区分(校種等)及び教科(科目等)については、それぞれに掲げる要件も満たす者

ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。

イ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者(併願も含む。)は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。

ウ 次の①～③のいずれかを志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

① 社会人特別選考における高等学校の情報、農業又は工業

② スポーツ・芸術特別選考における中学校の保健体育、音楽若しくは美術又は高等学校の保健体育、芸術(音楽)若しくは芸術(美術)

③ 看護科教諭特別選考

(4) その他

各選考区分における要件に該当する者

ア 障害者を対象とした選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に(出願時点で)教職大学院に在籍し、令和5年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

ウ 社会人特別選考

次の①～③のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

① 現に(出願時点で)同一の民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの

なお、高等学校の情報、農業又は工業を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(3)のウ参照)

② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの

③ 過去5年間(平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)に、国公立の青少年教育施設(青少年自然の家等)において、通算2年以上勤務した経験を有する者(非常勤を除く。)

エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成29年4月1日以降のものに限る。

なお、中学校の保健体育、音楽若しくは美術又は高等学校の保健体育、芸術(音楽)若しくは芸術(美術)を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(3)のウ参照)

【スポーツ分野】(※)

① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者

② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者(ただし団体戦の場合には、正選手であった者)又はその者を指導育成した実績を有する者

※ スポーツ分野の対象種目については、これまで実施要項記載の42種目としていましたが、以下のように変更します。

中学校保健体育を志願する者：山口県中学校体育連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項に示すもの

高等学校保健体育を志願する者：山口県高等学校体育連盟又は山口県高等学校野球連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項に示すもの

【芸術分野】

③ 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

令和3年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

キ 看護科教諭特別選考

相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（４の（３）のウ参照）

5 選考試験の試験項目

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 特別支援教育専門【注2】 実技【注3】 集団面接	適性検査 個人面接
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 実技【注3】 集団面接	集団面接
教職大学院修了見込者特別選考 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門 実技【注3】	小論文
スポーツ・芸術特別選考 看護科教諭特別選考	個人面接 集団面接	実技【注4】

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。

なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注3】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科（科目等）及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。

なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除

次の免除者のいずれかに該当するものが申請した場合、試験の一部を免除します。

第一次試験免除者A	<p>○前年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>令和4年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（令和4年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります。）。</p>
第一次試験免除者B	<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。</p> <p>① 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）</p> <p>② 他の都道府県において、令和4年3月31日現在、継続して3年以上の国公立学校の勤務経験（出願する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有する者</p> <p>③ ②の勤務経験と同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願する者</p>
教職専門免除者A	<p>○「第一次試験免除者B」以外の、他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）については、第一次試験の教職専門を免除します。</p>
教職専門免除者B	<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次の①～③のいずれかに掲げる者として、過去3年間（平成31年4月1日から令和4年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <p>① 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>③ 山口大学教育学部附属学校（小学校、中学校及び特別支援学校）の、任期付教諭、任期付養護教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭、任期付養護教諭は臨時的任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。）</p> <p>ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。</p>

7 実施要項の発表等

(1) 発表日（配布開始日）

令和4年5月11日（水）予定

(2) ダウンロードによる取得方法

下記URLまたは右記QRから山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）にアクセスしてダウンロードしてください。

URL：https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/saiyou/top.html

QR



(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「実施要項請求」と朱書し、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（TEL 083-933-4550）

(4) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受取りを極力避け、ダウンロードによる取得又は郵便による請求を行ってください。

(5) その他

出願はインターネット（電子申請）を原則とするため、実施要項の中に出願書類の同封はありません。

8 出願について

(1) 受付期間

令和4年5月12日（木）～5月31日（火）

(2) 出願方法

インターネット（電子申請）による出願を原則とします。

※ 令和4年5月12日（木）午前9時～5月31日（火）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

※ 令和4年5月17日（火）午後10時から5月18日（水）午前6時までは、電子申請システムの停止により受付ができませんので注意してください。

※ インターネットによる出願が困難な場合に限り、郵送による出願を認めます。下記の提出先に連絡してください。

郵送の場合は、令和4年5月31日（火）の消印のものまで受け付けます。

提出先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（TEL 083-933-4550）

9 障害等のある志願者への配慮

障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、申請時に入力するとともに、電話等で申し出てください。

受験上の配慮例：実技試験の免除、問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長 等

採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等

10 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期日	令和4年7月9日（土）、10日（日）
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校 [東京会場] 【注1】 [関西会場] 【注2】

【注1】試験会場については、実施要項でお知らせします。

東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考（小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業））
- 教職大学院修了見込者特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 社会人特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- 博士号取得者特別選考

【注2】試験会場については、実施要項でお知らせします。
関西会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考 (小学校)
- 教職大学院修了見込者特別選考 (小学校)
- 社会人特別選考 (小学校)
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期日	小学校：令和4年8月20日(土)～23日(火) (予備日：8月27日(土)、28日(日)) 小学校以外の志願区分(校種等)：令和4年8月20日(土)、21日(日)
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、山口県立山口農業高等学校 ※ [東京会場]、[関西会場]では実施しません。

1.1 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、令和4年8月3日(水)に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果(採用候補者名簿登載予定者)の発表は、令和4年10月4日(火)に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、令和5年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 教員免許状を所有する者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「令和5年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。(※法改正により変更となる場合があります。)
- 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 令和5年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和7年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・令和7年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
 - ・令和7年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 令和5年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和6年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・令和6年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
 - ・令和6年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

1.2 主な変更点

前年度実施要項からの主な変更点は、次のとおりです。

<受験年齢の上限の引上げ>

受験年齢の上限については、これまで49歳以下としていましたが、59歳以下(令和5年4月1日時点)に変更します。

<高等学校及び特別支援学校高等部の情報の出願要件の見直し>

高等学校及び特別支援学校高等部の情報を志願する者は、これまで情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要でしたが、情報の普通免許状のみでの受験を可能とします。

<社会人特別選考(高等学校情報)における特別免許状の活用>

社会人特別選考における高等学校の情報については、相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できることとします。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

＜スポーツ・芸術特別選考におけるスポーツ分野の対象種目の見直し＞

スポーツ・芸術特別選考におけるスポーツ分野の対象種目については、これまで実施要項記載の42種目としていましたが、以下のように変更します。

中学校保健体育を志願する者：山口県中学校体育連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項で示すもの

高等学校保健体育を志願する者：山口県高等学校体育連盟又は山口県高等学校野球連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項で示すもの

＜スポーツ・芸術特別選考における特別免許状の活用＞

スポーツ・芸術特別選考における中学校（保健体育、音楽、美術）、高等学校（保健体育、芸術（音楽、美術））については、相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できることとします。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

＜選考に当たっての考慮事項の追加＞

選考に当たって、独立行政法人情報処理推進機構が実施する次の①～③のいずれかの試験に合格している者を考慮の対象に加えます。ただし、高等学校の情報を志願する者は除きます。

① I T パスポート試験 ② 基本情報技術者試験 ③ 応用情報技術者試験

〈 試験に関するお問い合わせ先 〉

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4550



《ウェブページURL》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/saiyou/top.html>

試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課ウェブページにおいてお知らせします。